# 藤沢市立小学校教員の懲戒処分について

### 1 職員

総括教諭(58歳、男性)

#### 2 事案の概要

当該総括教諭は、医療等の用途以外の用途に供するため、平成26年夏頃から月に1、2回程度、 指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を使用し、また、平成27年5月20日(水)頃、 インターネットサイトを通じて、中華人民共和国から当該指定薬物瓶2本約77.7グラムを 輸入しようとし、さらに、平成28年1月20日(水)、自宅において当該指定薬物小瓶2本 約13.15グラムを所持した。

## 3 発覚の経緯・事故後の状況

平成28年10月4日(火)

市教委は、横浜地方裁判所(以下「地裁」という。)において開かれた当該総括教諭の裁判を 傍聴した者からの連絡を受け、発覚

同日 市教委は県教委に事故の一報

同日 市教委は当該総括教諭から事情聴取

10月5日(水) 当該総括教諭が市教委に起訴状の写しを提出

同日以降当該総括教諭は自宅待機

同日市教委は記者発表

10月6日(木) 県教委は当該総括教諭を休職(起訴休職)処分

10月11日(火) 市教委は県教委へ事故報告書を提出

10月12日(水)13日(木)県教委は当該総括教諭等から事情聴取

10月21日(金) 地裁は、当該総括教諭に懲役1年6月執行猶予3年の判決

## 4 処分の程度、理由

#### 懲戒免職

児童に対し、薬物乱用防止を指導する立場にある教員が、医療等の用途以外の用途に供するため、 指定薬物を使用、所持し、輸入しようとしたことは、児童や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教 育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日

平成28年10月27日

根拠法規

地方公務員法第29条

以 上